

証券コード 6085
2022年6月7日

株主各位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 丸山雄平

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル5階
フクラシア東京ステーション
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役2名選任の件

以上

~~~~~  
◎ 当日ご出席される場合は、ご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染症予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。特に、体調のすぐれない株主様、基礎疾患がおありの株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の感染症拡大状況や政府等の発表内容等により、やむを得ず開催場所や開催時間等を変更させていただく場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.asj-net.com/>) に掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.asj-net.com/>) に掲載させていただきます。

■ 「株主のみなさまへ」の送付廃止のお知らせ

当社は、定時株主総会終了後に、当社の業績等をお知らせする「株主のみなさまへ」を送付いたしておりましたが、今回より取りやめることといたしましたので、お知らせいたします。

なお、決議の結果につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年9月に政府により緊急事態宣言が全面解除され、持ち直しの動きが続いているものの、経済活動全体が大きく停滞した影響から、一部に弱さがみられる状況にありました。また、今後の景気は持ち直しが期待されますが、ウクライナ情勢等によりその先行きは不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は13ヶ月連続で増加となり、持家の着工についても前年比6.9%の増加となりましたが、2021年12月より4か月連続の減少で推移いたしました。

このような状況のもと、当連結会計年度におきましては、2021年10月1日付で、Apaman Network株式会社（本社：東京都千代田区、代表者：岩崎修一）を割当先とした、第三者割当による新株式の発行により499,999千円を調達し財務体質の改善を図るとともに、同社の子会社であるTEMPO NETWORK株式会社を同日付で吸収合併し、当社の建築家ネットワークを、店舗設計や店舗建設等の商業施設分野において本格的に展開することを目的としたTEMPO NETWORK事業を開始いたしました。また2021年12月1日付で、会社分割（簡易新設分割）により、上記のTEMPO NETWORK事業を展開する完全子会社であるTEMPO NETWORK株式会社を設立いたしました。

スタジオネットワークビジネスにおいては、全国の加盟スタジオで開催される建築家展等の住宅相談イベントは、新型コロナウイルス感染症が収束しないため、開催中止や延期など影響を受けました。建築家展等のイベントについては、WEB広告、FMラジオ放送、ネット配信番組等での開催告知を実施するとともに、加盟スタジオに対しても広告・販売促進等の営業支援を行うことで、イベントの知名度アップや顧客獲得増を図りましたが、コロナ禍での外出自粛の影響もあり、大幅な来場増にはつながらず、イベント会場でのASJアカデミー会員獲得数は伸び悩みました。また、当社の加盟スタジオへの営業支援や商材などの提供能力不足、前事業年度のASJアカデミー会員入会数の不足から建築設計・監理業務委託契約や工事請負契約の成約数がともに大きく低迷しました。

一方、首都圏の富裕層をターゲットとして展開しているプロデュースビジネスにおいては、別荘やリゾート、リモートワーク等をテーマにイベントを開催、戸建住宅需要の変化も

あり建築家住宅への需要増を期待しておりましたが、個人住宅は堅調に推移したものの別荘やホテルなどの収益案件等に関してはいわゆるウッドショックをはじめ資材高騰によるコストアップなどの影響を受け、時期も含め計画を見合わせた案件も多く、建築設計・監理業務委託契約及び工事請負契約の成約数は大きく低迷しました。また、主要施策の『PROTO BANK Station』につきましては、顧客が建築家住宅のデザインや予算など様々なニーズをWeb上で自由に選ぶことができるという新しいビジネスの仕組みであることから、顧客の集客方法も含めマーケットへの浸透に時間がかかり、新規加盟契約件数は計画を大幅に下回りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は737,219千円となりました。

損益面においては、売上高が当初の見通しよりも大幅に低調であったことから、営業損失は260,867千円となりました。また、2021年10月1日払込完了となりました第三者割当増資並びに吸収合併に伴う株式交付費55,437千円を営業外費用に計上したことにより、経常損失は318,614千円となりました。

開発中のソフトウェアについては、ソフトウェア仮勘定として資産計上しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、帳簿価額21,600千円の減損損失処理を行いました。また、株式会社STPから提起されていた損害賠償請求の訴訟につきましては、2022年4月21日付で和解し、5,000千円の訴訟和解金として会計処理を行い、上記減損損失処理と合わせ合計26,600千円を特別損失に計上いたしました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純損失348,701千円となりました。

## (2) 資金調達の様況

当事業年度において、2021年8月20日に運転資金として、金融機関から50,000千円の借入を行いました。また、2021年10月1日にPROTO BANK事業及びTEMPO NETWORK事業における活用を目的に、第三者割当増資により、499,999千円（発行価額1株につき1,053円、発行新株式数474,833株）の調達を行いました。

## (3) 設備投資の様況

当事業年度において、20,940千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、社内業務効率化のためのシステム開発及びA S J建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウェアの開発を目的とした情報システムの構築等であります。

## (4) 財産及び損益の様況

### ① 企業集団の財産及び損益の様況

| 区 分                     | 第12期<br>2019年3月期 | 第13期<br>2020年3月期 | 第14期<br>2021年3月期 | 第15期<br>2022年3月期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | —                | —                | —                | 737,219                       |
| 経 常 損 失 (△) (千円)        | —                | —                | —                | △318,614                      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | —                | —                | —                | △348,701                      |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)       | —                | —                | —                | △166.50                       |
| 総 資 産 (千円)              | —                | —                | —                | 1,242,079                     |
| 純 資 産 (千円)              | —                | —                | —                | 586,864                       |
| 1株当たり純資産額 (円)           | —                | —                | —                | 239.40                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 第15期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第14期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第12期<br>2019年3月期 | 第13期<br>2020年3月期 | 第14期<br>2021年3月期 | 第15期<br>2022年3月期<br>(当事業年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 1,253,252        | 890,190          | 675,232          | 732,535                     |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)       | 31,573           | △452,364         | △248,762         | △314,723                    |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)     | 30,109           | △524,253         | △272,956         | △344,750                    |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円) | 18.68            | △322.87          | △164.44          | △164.61                     |
| 総 資 産 (千円)               | 1,209,039        | 631,692          | 584,382          | 1,213,252                   |
| 純 資 産 (千円)               | 857,858          | 360,505          | 186,517          | 590,816                     |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 532.46           | 221.06           | 107.25           | 241.01                      |

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (5) 対処すべき課題

次期におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、徐々に経済社会活動が正常化に向かうことが期待されています。しかしながら、主に米中での住宅木材の需要増加などを背景としたいわゆるウッドショックに起因する建築資材の高騰、ウクライナ情勢や金融資本市場の変動などの影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社グループは以下の諸施策を実行することにより、A S J 建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上に努めてまいり所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、当社オリジナルのサービスであるプランニングコース（建築家が直接住宅のデザインや建設コストを提供する有料のサービス）のメリットの再構築及び利用方法の再検討を行うことにより、スタジオ加盟件数、設計契約及び請負契約の増加を図ります。またA S J アカデミー会員数増加のために、建築家展等のイベントは、スタジオ主催のイベントだけでなく、登録建築家にスポットを当てた新たな魅力のあるイベント開催を提案してまいります。

PROTO BANKビジネスにおいては、事業説明会などのセミナーを開催し、競争優位性のある商材提供サービスを提案することで、加盟件数の増加を図ります。また、PROTO BANKビジネスのコンテンツ利用等による建築資材・住宅設備会社との業務提携を模索し、PROTO BANKビジネスの拡大を推進してまいります。

プロデュースビジネスにおいては、首都圏の富裕層を中心に営業展開しておりますが、リゾートのすすめや建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマを絞ったイベント提案を通して、A S J 建築家ネットワークを活用することのメリットを訴求してまいります。また、郊外での相談増加に伴い、地元不動産会社との連携を行うことで、需要の取り込みに注力いたします。

また、A S J 建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境など新規市場への展開を図ってまいります。

以上に加え、引続き販売費及び一般管理費のすべての費用項目について、管理可能経費の一層の削減に努めてまいります。また、A S J 建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索することにより、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいり所存であります。

当社グループの使命は、A S J 建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることとあります。A S J 建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのA S J のスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社1社 (TEMPO NETWORK株式会社) で構成されており、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム (ビジネスの基盤となる環境) を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をA S J建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

| 主な事業・サービス                                                   |
|-------------------------------------------------------------|
| 加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他 |

(7) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

|                       |       |                                                                      |
|-----------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 当 社                   | 本 店   | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号                                                    |
|                       | 支 店   | 大阪支店 (大阪市北区)                                                         |
|                       | 展 示 場 | 東京展示場 (東京都千代田区)<br>横浜展示場 (横浜市西区)<br>梅田展示場 (大阪市北区)<br>横浜サテライト (横浜市西区) |
| TEMPO NETWORK<br>株式会社 | 本 店   | 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号                                                    |



## (8) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 49名  | 一名          |

(注) 1. 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

2. 第15期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 49名  | 0名     | 49.3歳 | 9.3年   |

(注) 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名               | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                         |
|-------------------|----------|----------|---------------------------------|
| TEMPO NETWORK株式会社 | 10,000千円 | 100%     | フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導 |

(注) TEMPO NETWORK株式会社は、2021年12月1日に会社分割により設立しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

| 借入先        | 借入残高      |
|------------|-----------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 250,000千円 |

#### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 当社は、2020年11月12日付で、株式会社STPより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。当該訴訟は、同社が、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定）から請負った建築工事に係る工事代金が未回収となったことにより、当該未回収の工事代金を当社に請求するものでありましたが、2022年4月21日付で、原告側と和解が成立し、当該訴訟は終結いたしました。

なお、当該訴訟の和解に伴い、当連結会計年度において、和解金5,000千円を特別損失として計上しております。

② 当社は、2021年2月17日付で、原告である合同会社トレースより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。原告は、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定、以下「ATI社」といいます。）に入会した顧客が代表社員を務める法人であります。原告は、ATI社と関係のある施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。当該訴訟は、原告が当該契約解除に至った原因が当社にもあるとして、当社にその損害賠償責任を求めるものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

## 2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 2,455,399株

(注)2021年10月1日を払込期日とする第三者割当増資及び2021年10月1日を効力発生日とする吸収合併により、発行済株式の総数が712,249株増加いたしました。

(3) 株主数 471名

(4) 上位10名の株主

| 株 主 名                | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------|----------|---------|
| Apaman Network株式会社   | 712,249株 | 29.1%   |
| 丸山 雄平                | 373,600株 | 15.2%   |
| 木下 昭彦                | 367,100株 | 15.0%   |
| 中谷 宅雄                | 148,300株 | 6.0%    |
| S C S V 1号投資事業有限責任組合 | 108,400株 | 4.4%    |
| 株式会社ケイアイホールディングス     | 94,900株  | 3.9%    |
| 株式会社ピュア・クリエイト        | 78,500株  | 3.2%    |
| 溝江 弘                 | 55,900株  | 2.3%    |
| 野村証券株式会社             | 52,900株  | 2.2%    |
| 溝江 将光                | 42,900株  | 1.8%    |

(注)持株比率は、自己株式(3,975株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 丸 山 雄 平 | TEMPO NETWORK株式会社 代表取締役                                                                                                                                                                                                                                  |
| 取 締 役     | 山 口 裕 司 | 管理本部長兼管理部長                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 石 塚 亮 平 | 石塚亮平公認会計士事務所 代表<br>株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役                                                                                                                                                                                                                |
| 取 締 役     | 山 並 憲 司 | 株式会社Smart Opinion 代表取締役<br>プロディジューメディカル株式会社 代表取締役<br>Caparoom Inc. Chief Executive Officer<br>Blue Paradigm Inc. Chief Executive Officer<br>株式会社プレイド 監査役<br>ファウンダーズネクスト株式会社 取締役<br>AppGrooves Corporation Board of Director<br>beepnow systems株式会社 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 和 泉 利 治 | —                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 山 下 和 広 | 監査法人フィールズ 代表社員<br>税理士法人フィールズ 代表社員                                                                                                                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 志 村 誠一郎 | きらぼしキャピタル株式会社 顧問                                                                                                                                                                                                                                         |

- (注) 1. 石塚亮平氏及び山並憲司氏は、社外取締役であります。  
 2. 和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役石塚亮平氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 4. 常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

### ① 就任

2021年6月25日開催の第14期定時株主総会において、山並憲司氏は取締役に選任され、就任いたしました。

### ② 退任

2021年6月25日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、取締役川村健一氏及び取締役赤堀広幸氏は、それぞれ任期満了により退任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役石塚亮平氏及び山並憲司氏、社外監査役和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

## (4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、2015年10月8日以降の取締役及び監査役、並びに子会社の取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |               | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 非金銭報酬等        |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 37,762<br>( 5,600)  | 34,400<br>( 5,600)  | 3,362<br>( —) | 6名<br>(4名)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>( 14,400) | 14,400<br>( 14,400) | —             | 3名<br>(3名)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

3. 取締役の報酬等の総額には、2021年6月25日をもって退任いたしました取締役2名が含まれております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

また、金銭報酬枠とは別枠で2017年6月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

当社監査役の報酬の額は、2011年6月27日開催の第4期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2021年2月12日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

#### (イ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき原則として2事業年度ごとに役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の報酬割合については、金銭報酬の額のウェイトが非金銭報酬等の額より高まる構成としております。

なお、非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

#### (ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

**④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当事業年度における取締役の個人別の基本報酬の内容の決定については、2021年6月25日開催の取締役会において、独立社外取締役の出席のもと、代表取締役社長に一任する決議を行っております。代表取締役社長丸山雄平は、当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び業務執行等を俯瞰しつつ各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適切かつ適任であると判断したものであります。

なお、非金銭報酬等の内容の決定については、取締役会において社外取締役を除く取締役の個人別の非金銭報酬等の額を決定しております。

**⑤ 監査役の個人別の報酬の額の決定方針に関する事項**

当社の監査役の個人別の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額額の固定報酬とし、監査役の協議により決定しております。



(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区 分       | 氏 名       | 重要な兼職先である法人等と当社との関係                                                                                                                                             |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 石 塚 亮 平   | 石塚亮平公認会計士事務所及び株式会社トラステッドパートナーズと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                             |
| 社 外 取 締 役 | 山 並 憲 司   | 株式会社Smart Opinion、プロディジューメディカル株式会社、Caparoom Inc.、Blue Paradigm Inc.、株式会社プレイド、ファウンダーズネクスト株式会社、AppGrooves Corporation 及び、beepnow systems株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 山 下 和 広   | 監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                      |
| 社 外 監 査 役 | 志 村 誠 一 郎 | きらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。                                                                                                                              |

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分      | 氏名    | 主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役   | 石塚亮平  | 当事業年度開催の取締役会18回のうち、すべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。          |
| 社外取締役   | 山並憲司  | 2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち、すべてに出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として、経営の監督とチェック機能の観点から、業務執行取締役に対する質疑や必要な提言を適宜行うなど、適切に職務を果たしております。 |
| 常勤社外監査役 | 和泉利治  | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会13回のうち、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験と幅広い知識等をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。                     |
| 社外監査役   | 山下和広  | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識・経験等をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。         |
| 社外監査役   | 志村誠一郎 | 当事業年度開催の取締役会18回及び監査役会13回のうち、いずれもすべてに出席し、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、適宜発言を行っております。また、社外監査役として、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、必要な助言・提言を行うなど職務を適切に果たしております。                         |

## (7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

桜橋監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                        | 金 額      |
|----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                    | 21,000千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人桜橋監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、2022年2月14日開催の取締役会にて一部改定いたしました。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。
- ② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門の担当取締役所管のもと、子会社の業務執行状況等の管理・監督を行い、重要事項については当社取締役会付議を行っております。
- ② 子会社の職務権限等基本規程に基づき、職務権限等を明確にするとともに、子会社特有の事項を除き当社規程を準用しております。

**(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。
- ② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
- ② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

## (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

### (2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

### (3) 当社子会社における業務の適正の確保について

子会社の業務執行等における重要事項については、その決定前に当社取締役会での審議及び承認を行うとともに、経営成績や営業活動の主な事項については、当社取締役会での報告事項とする等、業務執行状況等についての管理・監督を行っております。

### (4) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

### (5) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資 産 の 部)       |                  | (負 債 の 部)        |                  |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>1,041,935</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>364,299</b>   |
| 現金及び預金          | 697,174          | 買掛金              | 9,213            |
| 売掛金             | 166,911          | 未払金              | 279,981          |
| 商 品             | 208              | 未払費用             | 29,979           |
| 前払費用            | 22,942           | 未払法人税等           | 10,494           |
| 従業員に対する短期貸付金    | 2,275            | 契 約 負 債          | 4,545            |
| 立 替 金           | 35,203           | リ ー ス 債 務        | 7,023            |
| 未 収 入 金         | 176,688          | 預 り 金            | 16,730           |
| そ の 他           | 152              | 賞 与 引 当 金        | 1,329            |
| 貸倒引当金           | △59,620          | 訴 訟 損 失 引 当 金    | 5,000            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>200,144</b>   | <b>固 定 負 債</b>   | <b>290,915</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>82,200</b>    | 長期借入金            | 250,000          |
| ソフトウェア          | 2,097            | リ ー ス 債 務        | 25,751           |
| の れ ん           | 50,317           | 長期未払金            | 15,163           |
| リ ー ス 資 産       | 29,784           | <b>負 債 合 計</b>   | <b>655,214</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>117,943</b>   | (純 資 産 の 部)      |                  |
| 従業員に対する長期貸付金    | 3,109            | <b>株 主 資 本</b>   | <b>586,864</b>   |
| 長期前払費用          | 16,730           | 資 本 金            | 740,753          |
| 差入保証金           | 98,103           | 資 本 剰 余 金        | 988,604          |
| 破産更生債権等         | 10,682           | 利 益 剰 余 金        | △1,142,217       |
| 貸倒引当金           | △10,682          | 自 己 株 式          | △274             |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>1,242,079</b> | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>586,864</b>   |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>   | <b>1,242,079</b> |



## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売 上 高           |        | 737,219 |
| 売 上 原 価         |        | 84,758  |
| 売 上 総 利 益       |        | 652,461 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 913,328 |
| 営 業 損 失         |        | 260,867 |
| 営 業 外 収 益       |        |         |
| 受 取 利 息         | 123    |         |
| そ の 他           | 170    | 293     |
| 営 業 外 費 用       |        |         |
| 支 払 利 息         | 2,602  |         |
| 株 式 交 付 費       | 55,437 | 58,040  |
| 経 常 損 失         |        | 318,614 |
| 特 別 損 失         |        |         |
| 減 損 損 失         | 21,600 |         |
| 訴 訟 和 解 金       | 5,000  | 26,600  |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 345,214 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,486  | 3,486   |
| 当 期 純 損 失       |        | 348,701 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 348,701 |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |            |      |          | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|---------|------------|------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計   |           |
| 当 期 首 残 高           | 490,753 | 489,555 | △793,516   | △274 | 186,517  | 186,517   |
| 当 期 変 動 額           |         |         |            |      |          |           |
| 新株の発行               | 249,999 | 249,999 |            |      | 499,999  | 499,999   |
| 合併による増加             |         | 249,049 |            |      | 249,049  | 249,049   |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純損失 |         |         | △348,701   |      | △348,701 | △348,701  |
| 当期変動額合計             | 249,999 | 499,048 | △348,701   | —    | 400,347  | 400,347   |
| 当 期 末 残 高           | 740,753 | 988,604 | △1,142,217 | △274 | 586,864  | 586,864   |

# 連 結 注 記 表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなりました。

このような状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいっている所存であります。

### (1) 収益構造の改善

#### ① 営業組織体制の見直し及び人員再配置等による効率化

2021年4月1日付で営業組織体制を、首都圏中心のプロデュース事業本部と全国のスタジオ及びPROTO BANK Stationを統括するネットワーク事業本部に再編いたしました。

プロデュース事業本部においては、これまでの富裕層を中心とした展開に加え、コロナ禍でのリモートワーク普及による在宅時間の長期化で郊外への戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着によるサテライトを横浜、湘南などで展開、その地域で移住、セカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学が家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築事例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、住宅関連会社との事業提携によりスタジオ加盟数の増加を図ってまいります。また、建築家展等のイベント開催について、これまでのスタジオ主催に加え、魅力のある登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベント回数の増加によりアカデミー会員数も増加することから、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

一方、新しい収益源として、PROTO BANK Stationの新規加盟店契約の獲得促進を担う専任部署を事業開発本部内にPROTO BANK事業部として設置、マーケティング企画からコンテンツ管理、積算業務、カスタマーサポート等の連携体制を整えました。従来のプランニングコースに比べ、竣工後の完成図面を活用することから、顧客との設計・請負契約締結までの期間の短縮化によりロイヤリティ収益の早期計上を目指したPROTO BANKですが、マーケットへの浸透に時間がかかることから、今後さらに事業の優位性、より具体的な集客方法や成果、工務店にとってのメリットを十分に訴求できる内容のセミナーを継続的に開催することで加盟数の増加を図ります。また、住宅関連会社との業務提携を行い、商材提供サービスの提案やその取引先工務店もPROTO BANKの利用を促進することで、PROTO BANKビジネスの拡大を図ってまいります。

2021年12月1日付で会社分割（簡易新設分割）にて設立したTEMPO NETWORK株式会社では、新たなFCシステム

によりA S J 建築家ネットワーク事業を主に店舗設計などの商業施設分野で展開するTEMPO NETWORK事業の推進を図ります。

## ② 新規市場の開拓

A S J 建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場への展開に努めてまいります。

### (2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、営業関係諸経費の削減を図ります。また、営業拠点である建築家情報空間CELLの見直しやその他一般管理費全般について、管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

### (3) 財務体質の改善

当社グループは、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しており、2021年8月20日付で株式会社きらぼし銀行から50,000千円の資金借入を行い、また、2021年10月1日付でApanan Network株式会社を割当先とする第三者割当増資により499,999千円の資金調達を行いました。これらにより資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数…………… 1社

連結子会社の名称…………… TEMPO NETWORK株式会社

当連結会計年度において、TEMPO NETWORK株式会社を新設分割により設立し、連結の範囲に含めております。

#### ② 非連結子会社の数…………… 2社

非連結子会社の名称…………… 株式会社グリーンドウ 他1社

連結の範囲から除いた理由… 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
によっております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。
- 訴訟損失引当金 ……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

### ⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱に従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金(流動) 59,620千円

貸倒引当金(固定) 10,682千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、重要な会計方針に記載のとおり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

貸倒懸念債権等の特定の債権の回収可能性の見積りに当たっては、個々の相手先の財務内容等の把握が困難でありかつ一定期間を経過している債権については回収可能性が低いと判断しています。将来相手先の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 82,987千円

#### 6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 場所          | 用途    | 種類        | 減損損失   |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 本社(東京都千代田区) | 事業用資産 | ソフトウェア仮勘定 | 21,600 |
|             |       | 合計        | 21,600 |

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、当社の事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額21,600千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首の株式数 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|---------|---------------|---------|----|---------------|
| 普通株式（株） | 1,743,150     | 712,249 | —  | 2,455,399     |

#### (変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 474,833株

吸収合併における増加 237,416株

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首の株式数 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度期末の株式数 |
|---------|---------------|----|----|---------------|
| 普通株式（株） | 3,975         | —  | —  | 3,975         |

### (3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

また、営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。



③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額     |
|-----------|----------------|---------|---------|
| (1) 差入保証金 | 98,103         | 55,029  | △43,073 |
| 資産計       | 98,103         | 55,029  | △43,073 |
| (2) 長期借入金 | 250,000        | 250,000 | —       |
| (3) リース債務 | 32,775         | 32,775  | —       |
| 負債計       | 282,775        | 282,775 | —       |

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 697,174   | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 166,911   | —           | —            | —    |
| 立替金    | 35,203    | —           | —            | —    |
| 未収入金   | 176,688   | —           | —            | —    |
| 合計     | 1,075,977 | —           | —            | —    |

(注3) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内  | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超     |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 長期借入金 | —     | 2,383   | 35,158  | 35,760  | 35,760  | 140,939 |
| リース債務 | 7,023 | 7,023   | 7,023   | 7,023   | 4,682   | —       |
| 合計    | 7,023 | 9,406   | 42,181  | 42,783  | 40,442  | 140,939 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 差入保証金 | —    | 55,029  | —    | 55,029  |
| 資産計   | —    | 55,029  | —    | 55,029  |
| 長期借入金 | —    | 250,000 | —    | 250,000 |
| リース債務 | —    | 32,775  | —    | 32,775  |
| 負債計   | —    | 282,775 | —    | 282,775 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|            | 当連結会計年度<br>自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日 |
|------------|----------------------------------------|
| 加盟金売上      | 26,000                                 |
| 定額ロイヤリティ売上 | 113,550                                |
| 契約ロイヤリティ売上 | 394,149                                |
| マーケティング売上  | 112,417                                |
| 建築家フィー売上   | 39,461                                 |
| その他売上      | 51,640                                 |
| 合 計        | 737,219                                |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 定額ロイヤリティ売上

主な履行義務は、加盟建設会社及びスタジオが利用する業務システムやPROTO BANKの商材の提供であります。加盟建設会社及びスタジオには契約期間に渡り継続して役務の提供を行うことで履行義務が充足されるため、当該一定の期間に渡り収益を認識しております。

#### ② 契約ロイヤリティ売上

主な履行義務は加盟建設会社及びスタジオ、登録建築家に工事物件等の仲介、紹介を行うことであります。加盟建設会社及びスタジオと建築主が工事請負契約を締結した時点や登録建築家等と当社が紹介した顧客との設計契約等が成立した時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

#### ③ マーケティング売上

主な履行義務はスタジオが開催する建築家展などの住宅イベントについてマーケティング戦略に即した適切な企画の提案や集客用のチラシ、WEB広告等の手配であります。チラシの出荷やWEB広告の配信時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 239円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 166円50銭 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：TEMPO NETWORK株式会社

事業の内容：フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導

#### ② 企業結合を行った目的

当社の建築家ネットワークとTEMPO NETWORK社のフランチャイズネットワークを組み合わせることで、店舗斡旋、店舗設計、店舗建設、メンテナンスのサービスを一気通貫で提供できる新しいプラットフォームを構築し、日本最大級の建築家ネットワークを商業施設分野に本格的に展開することを目的とします。

#### ③ 企業結合日

2021年10月1日

#### ④ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、TEMPO NETWORK社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### ⑤ 結合後企業の名称

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

#### ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)の取得企業の決定方法の考え方にに基づき、当社を取得企業と決定しております。

### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績期間

2021年10月1日から2022年3月31日まで

### (3) 被取得企業の取得原価

取得原価 当社の普通株式の時価等 249,049千円

### (4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

#### ① 株式の種類別の交換比率

TEMPO NETWORK社の普通株式1株に対して当社の普通株式57,625,243株を割当て交付いたしました。

#### ② 株式交換比率の算定方法

当社及びTEMPO NETWORK社は、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率の算定書及びリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資すると判断いたしました。

③ 交付株式数

普通株式 237,416株

(5) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 55,437千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

52,966千円

② 発生要因

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

共通支配下の取引等

(新設分割による子会社の設立)

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称：当社のTEMPO NETWORK事業

事業の内容：フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導

② 企業結合日

2021年12月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立した「TEMPO NETWORK株式会社」を承継会社とする簡易新設分割

④ 結合後企業の名称

TEMPO NETWORK株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社の建築家ネットワークを店舗設計や店舗建設等の商業施設分野に展開するTEMPO NETWORK事業の推進体制の強化を目的とします。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

---

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|------------------|----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>997,636</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>357,272</b>    |
| 現金及び預金          | 657,698          | 買掛金            | 9,213             |
| 売掛金             | 164,295          | 未払金            | 278,149           |
| 商品              | 208              | 未払費用           | 29,979            |
| 前払費用            | 22,220           | 未払法人税等         | 10,434            |
| 従業員に対する短期貸付金    | 2,275            | 契約負債           | 4,545             |
| 立替金             | 35,203           | 預り金            | 16,730            |
| 未収入金            | 175,247          | 賞与引当金          | 1,329             |
| その他             | 107              | 未払消費税          | 1,888             |
| 貸倒引当金           | △59,620          | 訴訟損失引当金        | 5,000             |
| <b>固定資産</b>     | <b>215,615</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>265,163</b>    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>50,317</b>    | 長期借入金          | 250,000           |
| のれん             | 50,317           | 長期未払金          | 15,163            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>165,297</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>622,435</b>    |
| 関係会社株式          | 50,000           | (純資産の部)        |                   |
| 従業員に対する長期貸付金    | 3,109            | <b>株主資本</b>    | <b>590,816</b>    |
| 長期前払費用          | 14,084           | 資本金            | 740,753           |
| 差入保証金           | 98,103           | 資本剰余金          | 988,604           |
| 破産更生債権等         | 10,682           | 資本準備金          | 739,554           |
| 貸倒引当金           | △10,682          | その他資本剰余金       | 249,049           |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,213,252</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>△1,138,266</b> |
|                 |                  | その他利益剰余金       | △1,138,266        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △1,138,266        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△274</b>       |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>590,816</b>    |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,213,252</b>  |

## 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額       |
|-----------------|--------|---------|
| 売 上 高           |        | 732,535 |
| 売 上 原 価         |        | 82,502  |
| 売 上 総 利 益       |        | 650,032 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 907,008 |
| 営 業 損 失         |        | 256,975 |
| 営 業 外 収 益       |        |         |
| 受 取 利 息         | 122    |         |
| そ の 他           | 170    | 292     |
| 営 業 外 費 用       |        |         |
| 支 払 利 息         | 2,602  |         |
| 株 式 交 付 費       | 55,437 | 58,040  |
| 経 常 損 失         |        | 314,723 |
| 特 別 損 失         |        |         |
| 減 損 損 失         | 21,600 |         |
| 訴 訟 和 解 金       | 5,000  | 26,600  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |        | 341,323 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,426  | 3,426   |
| 当 期 純 損 失       |        | 344,750 |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |               |       |          | 純 資 産 計<br>合 計 |           |
|---------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-------|----------|----------------|-----------|
|         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |               |       | 自 己 株 式  |                | 株 主 資 本 計 |
|         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 益 金 計 |          |                |           |
| 当期首残高   | 490,753 | 489,555   | —               | 489,555       | △793,516        | △793,516      | △274  | 186,517  | 186,517        |           |
| 当期変動額   |         |           |                 |               |                 |               |       |          |                |           |
| 新株の発行   | 249,999 | 249,999   |                 | 249,999       |                 |               |       | 499,999  | 499,999        |           |
| 合併による増加 |         |           | 249,049         | 249,049       |                 |               |       | 249,049  | 249,049        |           |
| 当期純損失   |         |           |                 |               | △344,750        | △344,750      |       | △344,750 | △344,750       |           |
| 当期変動額合計 | 249,999 | 249,999   | 249,049         | 499,048       | △344,750        | △344,750      | —     | 404,298  | 404,298        |           |
| 当期末残高   | 740,753 | 739,554   | 249,049         | 988,604       | △1,138,266      | △1,138,266    | △274  | 590,816  | 590,816        |           |



# 個別注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前々事業年度（2020年3月期）から継続して売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当事業年度においても、売上は回復しておらず、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいりまいる所存であります。

### (1) 収益構造の改善

#### ① 営業組織体制の見直し及び人員再配置等による効率化

2021年4月1日付で営業組織体制を、首都圏中心のプロデュース事業本部と全国のスタジオ及びPROTO BANK Stationを統括するネットワーク事業本部に再編いたしました。

プロデュース事業本部においては、これまでの富裕層を中心とした展開に加え、コロナ禍でのリモートワーク普及による在宅時間の長期化で郊外への戸建て住宅ニーズが高まっていることから、首都圏近郊におけるこれらの層を取込む拠点として地域密着によるサテライトを横浜、湘南などで展開、その地域で移住、セカンドハウスを計画し土地を探している顧客の開拓を地元不動産会社と連携、一層の営業展開を図ってまいります。イベント企画は従来の建築家展からリゾートライフのすすめ、建築家の自邸から学ぶ家づくりなどテーマやコンセプトを絞った内容と同時開催のセミナーにより需要の取込みに注力いたします。Webでは顧客に建築実例など前面にアピールすることで会員獲得を図ってまいります。

ネットワーク事業本部においては、従来の営業手法での加盟スタジオ数増加だけに依存するのではなく、住宅関連会社との事業提携によりスタジオ加盟数の増加を図ってまいります。また、建築家展等のイベント開催について、これまでのスタジオ主催に加え、魅力のある登録建築家を起用したイベント開催を計画、イベント回数の増加によりアカデミー会員数も増加することから、将来の設計契約、請負契約から得るロイヤリティの確保を図ってまいります。

一方、新しい収益源として、PROTO BANK Stationの新規加盟店契約の獲得促進を担う専任部署を事業開発本部内にPROTO BANK事業部として設置、マーケティング企画からコンテンツ管理、積算業務、カスタマーサポート等の連携体制を整えました。従来のプランニングコースに比べ、竣工後の完成図面を活用することから、顧客との設計・請負契約締結までの期間の短縮化によりロイヤリティ収益の早期計上を目指したPROTO BANKですが、マーケットへの浸透に時間がかかることから、今後さらに事業の優位性、より具体的な集客方法や成果、工務店にとってのメリットを十分に訴求できる内容のセミナーを継続的に開催することで加盟数の増加を図ります。また、住宅関連会社との業務提携を行い、商材提供サービスの提案やその取引先工務店もPROTO BANKの利用を促進することで、PROTO BANKビジネスの拡大を図ってまいります。

## ② 新規市場の開拓

A S J 建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通じて環境などの新規市場への展開に努めてまいります。

### (2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びにWebを活用した効率的な営業活動等により、営業関係諸経費の削減を図ります。また、営業拠点である建築家情報空間CELLの見直しやその他一般管理費全般について、管理可能経費の削減を通して固定費の削減に努めてまいります。

### (3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しており、2021年8月20日付で株式会社きらぼし銀行から50,000千円の資金借入を行い、また、2021年10月1日付でApaman Network株式会社を割当先とする第三者割当増資により499,999千円の資金調達を行いました。これらにより資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社グループ事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映していません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

訴訟損失引当金 ……係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（10年）による均等償却を行っております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しており、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱に従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金(流動) 59,620千円

貸倒引当金(固定) 10,682千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため注記を省略しております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 82,987千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当期首の株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末の株式数 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式(株) | 3,975   | —       | —       | 3,975   |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 繰越欠損金     | 417,794千円         |
| 未払事業税     | 2,146千円           |
| 貸倒引当金     | 21,530千円          |
| 賞与引当金     | 613千円             |
| 訴訟損失引当金   | 1,531千円           |
| 減価償却超過額   | 74,166千円          |
| 差入保証金     | 11,941千円          |
| 貸倒損失      | 3,145千円           |
| 投資有価証券評価損 | 3,154千円           |
| その他       | 306千円             |
| 繰延税金資産小計  | 536,329千円         |
| 評価性引当額    | <u>△536,329千円</u> |
| 繰延税金資産合計  | <u>-千円</u>        |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類   | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被保険者割合%)      | 関連当事者<br>との関係 | 取引内容(注)           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----------------|-----|--------------|---------------|---------------------------|---------------|-------------------|--------------|----|--------------|
| 親族社員 | 丸山 雄平          | —   | —            | 当社<br>代表取締役社長 | (被所有<br>直接15.2<br>間接 3.2) | 債務被保証         | 銀行借入に対する<br>債務被保証 | 250,000      | —  | —            |

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長 丸山雄平より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、この債務保証に関する保証料の支払はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 241円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 164円61銭 |

### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 12. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表「その他の注記 (企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 崎 博  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 西 祐 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

桜橋監査法人  
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 宮 崎 博  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 西 祐 子  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期からの売上高の著しい減少、並びに当事業年度においても、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 和 泉 利 治 ㊟

社 外 監 査 役 山 下 和 広 ㊟

社 外 監 査 役 志 村 誠一郎 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

##### (1) 発行可能株式総数の変更

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を現行の480万株から980万株に変更するものであります。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり現行定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨の規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (3) 役付取締役の追加

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役会長及び取締役副社長を定めることができる旨を追加するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>480</u>万株とする。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>980</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、<u>取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日の経過時をもってこれを削除する。</u></p> |



## 第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1         | <p style="text-align: center;">あらしろ まさあき<br/>新城 正明<br/>(1960年9月24日生)</p> | <p>2016年10月 株式会社アメニティーハウス 代表取締役（現任）<br/>           2016年10月 株式会社ASエナジー（現 Apaman Energy 株式会社） 代表取締役（現任）<br/>           2017年4月 Sharing Economy株式会社（現 wepark 株式会社） 代表取締役（現任）<br/>           2018年9月 株式会社アパマンショップサブリース 代表取締役（現任）<br/>           2020年4月 スミタス資産運用株式会社（現 スミタス パートナー株式会社） 代表取締役（現任）<br/>           2021年5月 株式会社ジェイケイホーム 代表取締役（現任）<br/>           2021年7月 株式会社エリアプランニング 代表取締役（現任）<br/>           2021年7月 TEMPO NETWORK株式会社（2021年10月 当社と吸収合併により解散） 代表取締役<br/>           2021年9月 東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>           wepark株式会社 代表取締役<br/>           Apaman Energy株式会社 代表取締役<br/>           株式会社アメニティーハウス 代表取締役<br/>           株式会社アパマンショップサブリース 代表取締役<br/>           スミタスパートナー株式会社 代表取締役<br/>           株式会社ジェイケイホーム 代表取締役<br/>           株式会社エリアプランニング 代表取締役<br/>           東京ビッグハウスコミュニティ株式会社 代表取締役</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | くろき ひろゆき<br>黒木 博之<br>(1977年12月7日生) | 2006年4月 株式会社ケイアイホールディングス<br>代表取締役(現任)<br>2017年6月 株式会社ケイアイリンク 取締役(現任)<br>2018年6月 株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク<br>取締役(現任)<br>2019年4月 Seltech株式会社 取締役(現任)<br>2021年6月 株式会社全管協サービス 取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ケイアイホールディングス 代表取締役<br>株式会社ケイアイリンク 取締役<br>株式会社賃貸管理ビジネスネットワーク 取締役<br>Seltech株式会社 取締役<br>株式会社全管協サービス 取締役 | 一 株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 新城正明氏及び黒木博之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、新城正明氏及び黒木博之氏の選任が承認された場合は、当社と両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告13頁をご参照ください。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割  
 新城正明氏は、企業経営における豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
 黒木博之氏は、企業経営における豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 新城正明氏は、当社が2021年10月1日付でTEMPO NETWORK株式会社を吸収合併実施時において、同社の代表取締役でありましたが、当社の社外取締役又は監査役ではありませんでした。

以 上

## 株主メモ

---

|                            |                                                                                                                                                      |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                       | 4月1日～3月31日                                                                                                                                           |
| 定時株主総会                     | 毎年6月                                                                                                                                                 |
| 基準日                        | 定時株主総会：3月31日<br>期末配当：3月31日 中間配当：9月30日                                                                                                                |
| 上場                         | 東京証券取引所 グロース市場<br>(証券コード 6085)                                                                                                                       |
| 単元株式数                      | 100株                                                                                                                                                 |
| 公告方法                       | 電子公告により行います。<br>( <a href="https://corporate.asj-net.com/">https://corporate.asj-net.com/</a> )<br>ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の<br>口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                        |
| 同 連 絡 先                    | 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部<br>〒541-8502<br>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号<br>フリーダイヤル 0120-094-777 (通話料無料)                                                               |

### 【ご注意】

1. 株主さまの住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店においてもお取り扱いいたします。

